

公立大学法人福知山公立大学内部統制システム基本規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福知山公立大学業務方法書（以下「業務方法書」という。）

第3条に定める内部統制システムに関する基本的事項について、業務方法書に定めるもののほか必要な事項を定める。

(目的)

第2条 内部統制は、業務の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性の確保、事業活動に関わる法令等の遵守の促進、資産の保全を図り、もって法人の業務の適正を確保することを目的とする。

2 内部統制に係る各種規程の整備、取組、対応等を行う際は前項の目的を踏まえるものとする。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本法人の役員（監事は除く。）及び職員（以下「役職員」という。）に適用する。

(理事長の責務)

第4条 理事長は、本法人の内部統制システムの整備及び運用に関し、内部統制担当理事を監督し、その最終責任を負う。

(内部統制担当理事)

第5条 本法人に内部統制担当理事を置き、理事長が指名する常任の理事をもって充てる。

2 内部統制担当理事は、本法人の内部統制の整備及び運用を推進し、その状況を把握し、監督する。

(内部統制推進委員会)

第6条 本法人に、内部統制推進委員会をおく。

2 内部統制推進委員会は、内部統制担当理事、事務局長、学部長、学科長、事務局次長、グループマネージャーその他必要な役職員をもって組織する。

3 委員長は、内部統制担当理事とする。

4 内部統制推進委員会は、本法人における内部統制システムの整備及び運用を推進し、理事長に定期的に報告を行う。

5 内部統制推進委員会は、本法人の内部統制の整備及び運用状況を把握し、必要に応じて適時に見直しを行う。

6 内部統制推進委員会は、内部統制システムの不備を発見した場合、速やかに理事長に報

告する。

(役職員の責務)

第7条 役職員は、内部統制上の重大な問題が発生した場合、又は不正行為等を発見した場合には、直ちに内部統制推進委員会に報告しなければならない。

(モニタリング)

第8条 本法人の内部統制システムの有効性を監視するため、次の各号に掲げるモニタリングを行う。

(1) 日常的モニタリング

(2) 独立的評価

2 日常的モニタリングは、各業務において役職員の自己点検及び相互牽制により行う。

3 独立的評価は、監事による監査及び内部監査室による内部監査により行う。

4 監事監査及び内部監査の実施については、公立大学法人福知山公立大学監事監査規程及び公立大学法人福知山公立大学内部監査規程の定めるところによる。

(委任)

第9条 内部統制システムの整備及び運用に関し、本規程及び業務方法書その他の規程等に定めのない事項は理事長が決定する。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は、監事の意見聴取及び理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。